

IV 用語法

29. 今日まで、EU構成国で使用されている用語法は、法律関係の両当事者の記述や利得と損失および不当利得返還請求権の両要件の間に必要な関連性を記述する用語が国ごとに異なるという意味で、雑多である。フランス、ベルギー、ルクセンブルクの民法1376条から1381条まで（非債弁済 *paiement de l'indu/onverschuldigde betaling*）は、弁済の受領者（例えば1376条 *celui qui reçoit*）と弁済者（例えば1377条 *une personne qui a acquitté une dette*）の記述に正確な法律概念を用いることを避けている。このため、判例・学説も、おおむね弁済者 *solvens* と受領者 *accipiens* という一対の概念を用いている（*Bénabent, Les obligations*¹⁰, no.468 p.318; *van Gerven, Verbintenissenrecht II*⁷, 224）。ときおり、より現代的な用語として弁済者 *payeur*、受領者 *payé*が用いられる（*Malaurie/Aynès/Stoffel-Munck, Les obligations*¹, no.1042 p.540）。原因なき利得 *enrichissement sans cause/verrijking zonder oorzaak* の枠内では、両当事者は、損失者 *l'appauvri/verarmde* および利得者 *l'enrichi/verrijkte* と呼ばれている。同様に、この法圏は、法律上の原因の欠如を記述するために多様な概念を用いている。非債 *indu/onverschuldigd* や原因なく *sans cause/zonder oorzaak* などである。原因なき利得 *enrichissement sans cause* の枠組みの中では、原告に生じる不利益は、「損失 *impoverishment* [訳注：財産が減ることが原義]」という用語で呼ばれる。非債弁済 *paiement de l'indu* の場面では、損失概念は、弁済 *paiement* の観念の中に畳み込まれている。この「弁済 *paiement*」は他人のための履行を示す。この弁済は弁済者 *solvens* の損失を含む。この点に関して、フランスとベルギーでは違いがない。ベルギー法では、弁済の観念はたんに金銭や動産の譲渡を意味するに止まらず、たとえば、銀行が[顧客の]口座からの支払や相殺や無体財産の提供に関して誤った場合をも含む（*Roodhooft (-Roodhooft), Bestendig Handboek Verbintenissenrecht V*, no.2207; *Leclercq, JT 1976*, 105,106 no.10）。

30. スペイン民法は、前述のように、自律的な不当利得返還請求権を含んでいない。この請求権の創始者は、最初は、中世のパーティダス *Partidas* という法典集成に依拠した判例・学説であったが、そこでは、不当利得の禁止が、驚くほど現代風に、何人も他人の損失で利得してはならない (*nadie puede enriquecerse sin causa a costa de otro* - これは、*Núñez Lagos, El enriquecimiento sin causa en el Derecho español*, 9 による引用。さらに、TS 28 January 1956, RAI 1956 (1) no. 669 p.418 および、まったく同一の形式とはいえないものの、*Partidas, Álvarez-Caperochipi, El enriquecimiento sin causa* 3, 18 で引用されているところを参照) という趣旨ですでに定式化されていた。現代の学説では、利得の法律上の原因の欠如という要件を記述するために、多様な定式が用いられている。正当化されない利得 *enriquecimiento injustificado*、原因なき利得 *enriquecimiento sin causa*、不当な利得 *enriquecimiento injusto* などである（さらに、*Cámara Alvarez and Díez-Picazo, Dos estudios sobre el enriquecimiento sin causa* 36, 43 を参照[訳注：36の前の「,」は不要]）。1895条と1896条で非債弁済の返還請求権 *condictio indebiti* に対して用いられている用語は、多少不適切なものと感じられている（*Cámara Alvarez and Díez-Picazo loc. cit.* 114-116）。款の見出しは、*cobro de lo indebido*（「債務を負っていないものの返還請求」＝非債弁済の返還請求）となっている。1895条によれば、「請求権がないのに錯誤により何らの原因なく給付された物を

受領したときは、その物の返還債務が生じる」。ここでは「弁済」という概念には触れられていない。1896条（「非債弁済を受領した」者と述べている）で触れられているにすぎない。学者の中には、この一見した矛盾から、1895条は、たとえば、新たな債務の負担の原因 *credendi causa* にならない履行を含むことで、古典的な非債弁済の返還請求権 *condictio indebiti* よりも広い不当利得返還請求権を意味している、とする者もある（*Cámara Alvarez and Díez-Picazo loc. cit.* 115-116）。最後に、ナヴァラ自治州法「民法憲章 Foral Civil Law」集成 *Ley 508* 条は、「法律上の原因なく他人からの利益を獲得し、または保有する者は、それを返還する義務を負う。」と規定している。

31. 非債弁済 (*pagamento dell' indebito*) の枠内で、イタリア法は返還請求権 *ripetizione* を規定している。利得の法律上の原因の欠如は、非債 *indebito* という概念の中に表現されている。弁済者や受領者を記述する確定した制定法上の用語法はない。学説は、つねに、弁済者 *solvens* と受領者 *accipiens* という観念を用いている（たとえば、*Alpa and Mariconda, Codice civile commentato IV, sub arts.2033 et seq.*）。不当利得返還請求権の場面では、民法2041条が、正当な理由なく *senza una giusta causa* という言葉を用いて法律上の原因の欠如を表している。原告の損失は、同条で「損害」と記述されている。財産の減少と増加の間に必要な関連性は、損失者の側の「財産の『相関的な』減少 "*correlativa*" *diminuzione patrimoniale* 」と表現されている。

32. オーストリア民法は、自律的な不当利得法を認めておらず、一般的不当利得返還請求権を含まず、統一的な用語法による概念で問題を処理してもいない。不当利得返還訴訟の原告は、所有者（1041条）、与えた者（1435条）、ときには単純に「者」（1431条以下）と多様な記述がされている。今や、934条（莫大損害 *laesio enormis*）に基づき、判例・学説は、原告を損失者（*der Verkürzte*）、被告を利得者（*der Bereicherte*）と記述する（たとえば、*Koziol and Welser, Bürgerliches Recht II*¹³, 273; *Apathy and Riedler, Bürgerliches Recht III*², no 15/1; OGH 22 August 1951, SZ 24/204）。利得者が取得した利得と損失者の損失の間に必要な関連性は、明示的な制定法上の規律の対象ではない。しかし、給付利得の場面では、この要件は、「返還を請求する」という言葉に隠されており、[他人の] 財産に対する改良を理由とする原状回復請求の場面では（1041条）、損失者の財産が「他人の利益のために」使用されたのでなければならないという要件に含まれている（*Koziol and Welser loc. cit.*; *Koziol/Bydlinski/Bollenberger (-Koziol)*, ABGB² § 1041 no.1）。

33. ポルトガル民法473条から482条までは、原因なき利得 *enriquecimento sem causa* という表題の下にまとめられており、注釈書では、求償も、不当利得 *enriquecimento injusto* もしくは他人の損失による利得 *locupletamento à custa alheia* の概念に含まれている（たとえば、*Antunes Varela, Obrigações em geral I*¹⁰, 471）。利得が不当に *injustamente* 取得されたことは、473条により要件に挙げられている。ドイツ民法学が少なくない影響を[ポルトガル法に] 及ぼしている。そのことは、利得が他人の損失による *occur à custa de outrem* ものでなければならない、という表現に見ることができる（STJ 24 June 2004, Processo 03B3105）。ときに、ポルトガル語に翻訳されたドイツ民法学の概念は、判例法においても見られる（たとえば、STJ 24 June 2004

loc. cit. における *teoria da afectação ou destinação* [「割当説 *Zuweisungslehre*」]、*atribuições patrimoniais* [「財産の出捐 *Vermögenszuwendungen*」]、*deslocações patrimoniais* [「財産移動 *Vermögensverschiebungen*」]、*conteúdo da destinação* [「割当内容 *Zuweisungsgehalt*」] および *enriquecimento por intromissão ou usurpação* [「侵害利得 *Eingriffskondiktion*」]。原告は、おおむね、制定法により損失者 *empobrecido*（たとえば、474条、479条1項、480条）、被告は、利得者 *enriquecido*（たとえば、480条a号、481条1項）と呼ばれている。異なる用語法が、部分的には、非債弁済の返還請求権 *condictio indebiti* の場面で使われ続けている。476条から478条までは、ときに、非債弁済の返還請求権 *repetição do indevido* と原状回復請求権 *direito de repetição* と記述している。

34. ドイツ法で用いられる用語法に関しては、序論 B21, C52, 89および108 を参照。